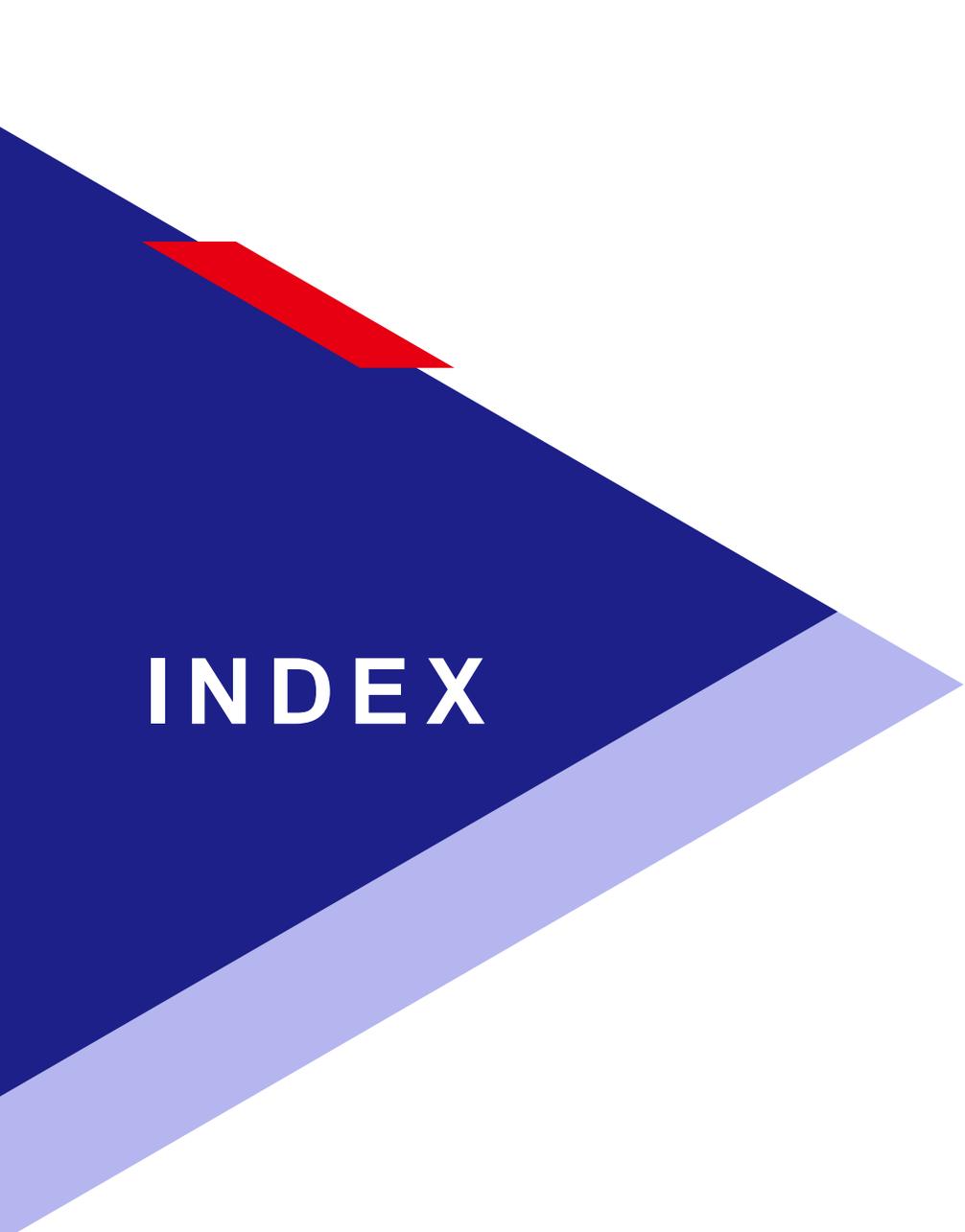




個人情報保護法の見直し について

2023年12月15日





INDEX

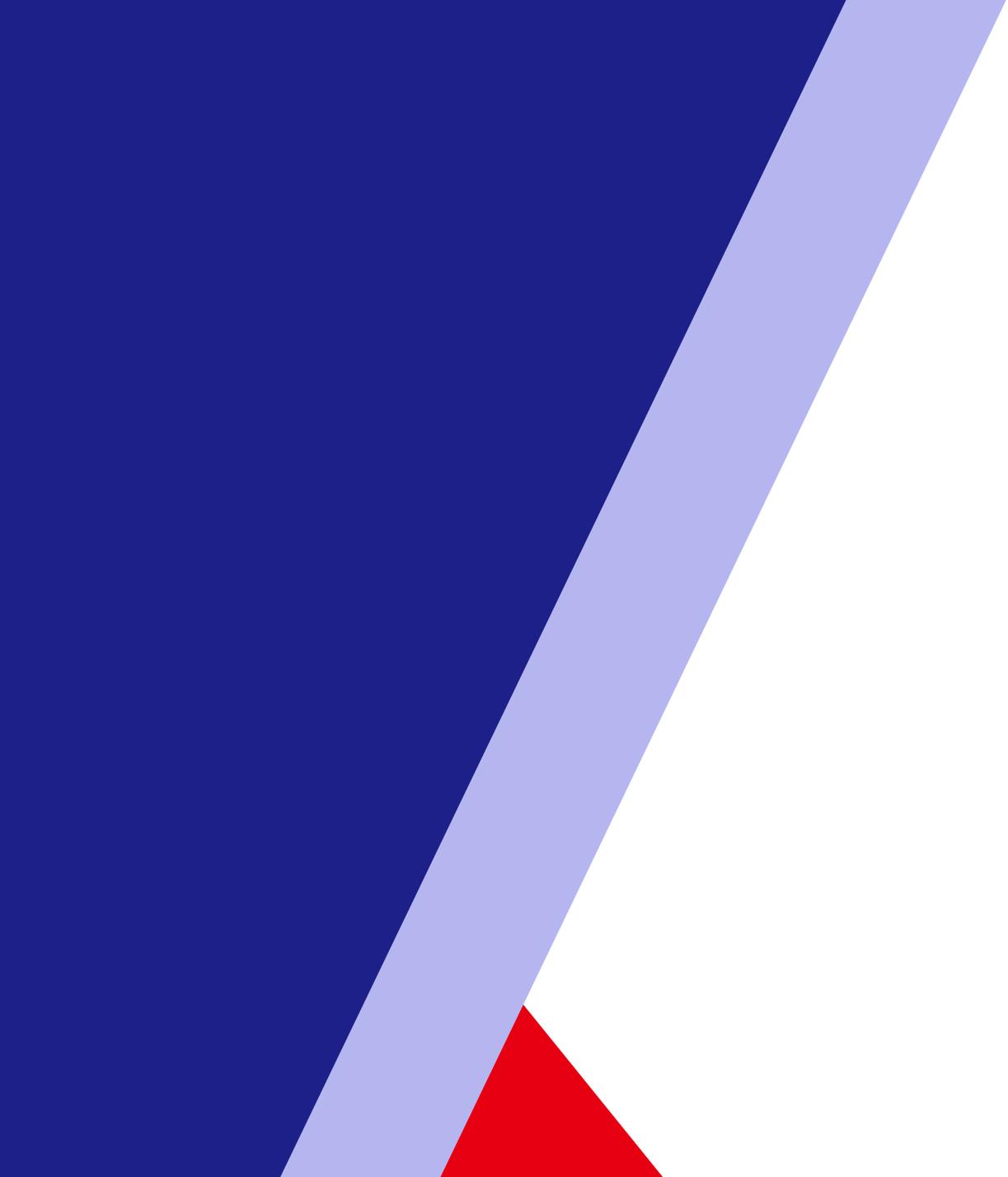
- 01 新経済連盟の基本的な考え方
- 02 現状・課題認識
- 03 見直し等に関する要望

Chapter 01

新経済連盟の基本的な考え方

新経済連盟の基本的な考え方

- ▶ データの利活用は日本の産業競争力強化の最も重要なファクターの1つ
- ▶ 個人情報保護と利活用のバランスが重要
- ▶ 制度設計に当たっての民間事業者の実態の継続的な把握・考慮



Chapter 02

現状・課題認識



現状・課題認識

個人情報の不適正利用事案の発生と対応

- オプトアウト届出事業者等により、個人情報を明らかに不適正に利用していると思われる事案が発生。オプトアウト規定との関係では適切に対応しており、当該規定との関係では対応が難しい
- こうした事案に関しては、基本的には個人情報保護委員会（個情委）による注意喚起等にとどまっていると認識

漏えい等の報告と本人通知

- 報告等が必要な事案が発生した場合に、本来リソースを割くべき事案へのシステム的対応等の再発防止のための対応や、本人の権利利益を保護するための対応ではなく、報告のために相当のリソースが費やされている。特に、「漏えいのおそれ」の場合、その該当性の判断は広く捉えられがちで、報告対象が広がり、過大な負担がかかっている
- そうした労力をかけて報告した内容について、個情委において、個別事案への指導や助言のほか、安全管理措置の水準向上のための対策など、具体的にどのように活かしているのか明確でなく、事業者の負担感や費用対効果への疑問を抱かせているのではないか
- 漏えい等に関する本人への通知について、本人の権利利益が侵害される可能性が限りなく低い場合などでも本人通知が求められ（※通知でなければ公表）、この点でも事業者側の負担感は大きい

域外適用

- 前回改正で域外適用に関する規定が措置されたが、外国事業者に適正に適用・執行されているのか、状況が明らかでない

第三者提供など個人情報の利活用へのハードル

- 個人情報の第三者提供には原則として本人同意が必要であるが、必ずしも同意を要しない類型など、もっと柔軟にデータを利活用できる場合があるのではないか

複雑化している個人情報の類型と対応

- 個人情報、個人データ、保有個人データ、匿名加工情報、仮名加工情報、個人関連情報など、個人情報保護法の中だけでも複数の定義が存在し、個々の情報がどれに該当するのかということや、規律が重なるところもあれば、異なるところもあり、必要な対応の峻別・判断に苦労するなど、取扱いに当たって現場に混乱を生じさせている
- また、先般の改正電気通信事業法において、特定利用者情報に関する規律なども創設されるなど、1つの情報に複数のラベリングがなされている場合があり、管理が煩雑になり、理解も容易でない状態

Chapter 03

見直し等に関する要望

見直し等に関する要望

不適正利用禁止規定の対象の明確化と悪質事案への適切な執行

- 法第19条（不適正利用の禁止）の規定に関しては、通常考えられるビジネス上での適正な利用とは明らかに異なる不適正な利用など、当該規定に抵触することが明らかな場合の例示をより積極的に示してはどうか（例えば、オプトアウト届出事業者が取得した個人情報データベース化して公開し、削除の求めに対しては対価を要求している場合など）
- 不適正利用事案については、注意喚起にとどまらず、適切な執行が必要ではないか

リスクベースアプローチによる漏えい等報告・本人通知対象の絞り込み

- 現在の漏えい等報告の実態や報告の活用状況、行政・事業者の業務負担の実態等を踏まえ、制度の趣旨・目的に照らしつつ、リスクベースアプローチを取って合理的な範囲に報告対象を絞り込むなど、現在の報告の在り方を見直してはどうか
- 本人通知についても、上記のような実態等を踏まえ、その趣旨・目的に照らして必要性が高くないと考えられる場合には、本人通知を要しないこととしてはどうか
- 例えば、「漏えいのおそれ」がある事案の場合において、第三者に閲覧された可能性が限りなく低いと考えられる場合などには、報告を要しないか、きわめて簡易な報告を許容してはどうか
- また、上記のような場合など、本人が自らの権利利益の保護に必要な措置を講じる必要性が低いと考えられる場合には、本人通知を要しないことを許容してはどうか

法の域外適用

- 外国事業者への適正な適用・執行について、状況の把握とともに、確実な域外適用・執行の運用、これを担保する制度整備を引き続き検討いただきたい

見直し等に関する要望

データの利活用を促進する仕組み等の検討

- 個人の権利利益を適切に保護しつつ、個人情報を含むデータの利活用を促し、新たなサービス、産業を生み出し、競争力強化を促す仕組みが必要
- プライバシー強化技術を法令等に明確に位置付け、安全性に関する水準など一定の基準を設けて、プライバシー強化技術の利活用を促す仕組みを検討してはどうか
- 秘密計算等のプライバシー強化技術を活用し、データが秘匿化されて処理される場合など、プライバシー侵害のリスクが低減されている場合には、例えば匿名加工情報に準ずるものとして第三者提供を許容するなど、提供行為に関する規制緩和を含めて検討してはどうか
- また、例えばGDPRにおける「契約の履行」や「正当な利益」のように、一定の条件の下で個人情報を同意なく処理できる場合について、検討してはどうか
- ベース・レジストリの整備に関する個人情報の取扱いについても、規制改革実施計画を踏まえて公表された文書（※）に基づき、「一般化した基準」の作成も含め、引き続き検討していただきたい
（※）令和3年8月27日「公的情報基盤（ベース・レジストリ）の整備に向けた「地番」情報の取扱いについて」

個人情報保護規律に関する周知徹底

- 個人情報の利活用の促進の観点も踏まえ、仮名加工情報など様々な類型が整備された趣旨は理解する一方で、事業者側からルール等の分かりにくさを訴える声もある
- 引き続き事業者への分かりやすい周知を継続していただきたい



新経済連盟

Japan Association of New Economy